



平成 28 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社リビングギャラリー
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 幸成
(銘柄コード：8930)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 専務取締役 村田 清貴
電 話 025-246-0609

定時株主総会付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年11月30日開催予定の第26期定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、社外取締役の選任につきましては、平成28年11月30日開催予定の第26期定時株主総会での承認可決後、正式に就任の予定です。

記

1. 定時株主総会付議議案

第 1 号議案 定款の一部変更の件

第 2 号議案 社外取締役 1 名選任の件

2. 定款の一部変更について

i. 定款変更の理由

平成27年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるようにするため、現行定款を変更するものであります。

そのほか、上記変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

ii. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の <u>会社法</u> 第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任限度額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の <u>会社法</u> 第426条第1項の規定により、 <u>同法</u> 第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任限度額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、 <u>会社法</u> 第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場	(<u>取締役</u> との責任限定契約) 第29条 当社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、 <u>会社法</u> 第427条第1項の規定により、同

合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の <u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任限度額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	(監査役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の <u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任限度額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第31条 当社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	(<u>監査役との責任限定契約</u>) 第31条 当社は、 <u>監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>

iii. 定款変更の日程

取締役会による決議日	平成28年10月31日
株主総会による決議予定日	平成28年11月30日
定款変更の効力発生日	平成28年11月30日

3. 社外取締役1名選任について

i. 選任の理由

糟谷祐一郎氏は、公認会計士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。

ii. 社外取締役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴	当社 株式数
かすや ゆういちろう 糟谷 祐一郎 (昭和55年11月18日)	平成17年12月 中央青山監査法人（みずず監査法人）入所 平成19年7月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成22年7月 公認会計士登録 平成26年9月 糟谷公認会計士事務所（現 糟谷公認会計士・税理士事務所）開業 同所代表（現任） 平成28年3月 株式会社ベイカレント・コンサルティング監査役就任（現任）	一株

iii. 就任予定日

平成28年11月30日

以 上